

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 観音寺市、大野原町、豊浜町(以下「1市2町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 この合併協議会は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会が担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市2町の合併に関する協議及び調査研究
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市2町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、1市2町の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員(副会長である委員を含む。以下同じ。)をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、1市2町の長の協議により、1市2町の長のうちからこれを選任する。

2 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、1市2町の長のうち前条第1項の規定により会長に選任された者を除く2名をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうちからあらかじめ1市2町の長が協議して定めた者が会長の職務を代理する。

3 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、次の者をもって充てる。

(1) 1市2町の長及び助役(大野原町においては参事とする。)のうち、会長に充てられた者以外の者

(2) 1市2町の議会の議長及び合併関係特別委員長

(3) 1市2町の長が協議して定めた学識経験を有する者 各市町2名

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

4 会長は、必要に応じて1市2町及び香川県の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議させるため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整し、協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第13条 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員は、1市2町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会に要する経費の負担は、1市2町の長が協議して定める。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、会長が1市2町の代表監査委員のうちから協議会の同意を得て、2名を委嘱して行う。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 第8条第1項第3号の規定による委員及び第16条の規定による監査委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 会長並びに第8条第1項第1号及び第2号の規定による委員は、費用弁償を受けることができる。

3 前2項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 19 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 20 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

合併協議会委員

氏 名	住 所	役 職 等	備 考
もり ひでお 森 英雄	三豊郡大野原町大字大野原 1834 番地	学識を有する委員	
いしかわ みちこ 石川 美千子	三豊郡大野原町大字大野原 1250 番地	学識を有する委員	
ごうだ くにお 合田 久仁男	三豊郡豊浜町大字姫浜 911 番地 1	学識を有する委員	
よこうち とみえ 横内 十三枝	三豊郡豊浜町大字和田甲 742 番地 2	学識を有する委員	